

令和2年

第5回 阿賀野市農業委員会総会

議 事 録

令和2年5月29日 招 集

阿 賀 野 市 農 業 委 員 会

令和2年 第5回阿賀野市農業委員会総会会議録

1 令和2年第5回阿賀野市農業委員会総会は、令和2年 5月29日(金) 午後1時30分より、阿賀野市 笹神支所 4階 議場に招集された。

2 出席者は次のとおりである。

○農業委員

| | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1番 曾 我 憲 司 | 2番 渡 辺 隆 | 3番 上 松 千 恵 |
| 4番 本 間 多佳子 | 5番 皆 川 光 浩 | 6番 見尾田 正 行 |
| 7番 阿 部 萬紀夫 | 8番 齋 藤 瑞 穂 | 9番 菅 井 茂 |
| 10番 渡 邊 悟 | 11番 五十嵐 佐 敏 | 12番 遠 山 登 |
| 13番 松 田 昭 悦 | 14番 笠 原 尚 美 | 15番 柳 壽 一 |
| 16番 大 堀 哲 男 | 17番 小 林 章 男 | 18番 相 馬 重 男 |
| 19番 小 嶋 覚 | | |

○農地利用最適化推進委員

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応により、招集せず。

3 欠席委員

○農業委員 な し

4 遅参委員 な し

5 早退委員 な し

6 会長の命により出席した者

| | |
|------|---------|
| 事務局長 | 佐 藤 浩 治 |
| 次長 | 木 村 秀 行 |
| 主幹 | 山 崎 一 之 |
| 主任 | 長谷川 幸 太 |

7 会議の日程は次のとおりである。

| | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第4 | 報告第2号 農地法第4条第1項第8号該当による転用届について |
| 日程第5 | 報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について |
| 日程第6 | 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について |
| 日程第7 | 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 議案第2号 事業計画変更の承認申請について |
| 日程第9 | 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第10 | 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第11 | そ の 他 |

8 審議の結果は次のとおりである。

| | |
|----------------|--|
| 議長（小嶋） | <p>定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。 只今の出席委員は19名です。定足数に達しております。 本日の欠席委員はありません。全員出席であります。 なお、今月も新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応として推進委員の皆さんについてはご出席いただいております。</p> <p>それでは、日程第1 議事録署名委員を指名いたします。 1番 曾我 委員、2番 渡辺 隆 委員、3番 上松 委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> |
| 委 員 | （「異議なし」の声） |
| 議長（小嶋） | <p>異議なしと認め、議事録署名委員を、1番 曾我 委員、2番 渡辺 隆 委員、3番 上松 委員にすることに決定しました。 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りします。 会期については、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> |
| 委 員 | （「異議なし」の声） |
| 議長（小嶋） | <p>異議なしと認め、会期を本日1日限りにすることに決定しました。 本日の書記は、佐藤事務局長、木村次長、山崎主幹、長谷川主任であります。 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。</p> |
| 事 務 局 （長谷川） | <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明をいたします。 今月は議案書1ページから4ページまで12件ありまして、ご覧のとおりであります。 新型コロナウイルス対策で総会時間短縮ため、一件一件の説明は省略させていただきました、事前に質問いただきました案件について説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。 農地法第3条 賃貸借権設定の解約になります。 受付番号14番、小松字下川原（シモガワラ）、地目 台帳・現況がともに畑、地積 650㎡、これを含めまして合計3筆で1,055㎡です。 契約の内容が平成8年5月1日から平成10年5月1日まで、法定更新されていたものを合意解約するものです。 解約事由が、借人死亡のため解約するものです。 解約及び引渡年月日がともに令和2年4月21日です。</p> <p>続きまして農用地利用集積計画 賃貸借権設定の解約になります。 受付番号15番、猫山字居前（イマエ）、地目 台帳・現況がともに田、地積1,194㎡です。 契約の内容が令和2年4月11日から令和5年4月10日まで、解約事由が「貸人の都合」のためです。（貸人の気持ちが変わったため） 解約及び引渡年月日がともに令和2年4月21日です。</p> <p>2ページになります。 受付番号19番、大室字杉本（スギモト）、地目 台帳・現況がともに田、地積983㎡、</p> |

これを含めまして合計2筆で1,592㎡です。

契約の内容が平成30年2月9日から令和5年2月10日まで、解約事由が「貸す田を変更するため」で、この田んぼは今後所有者本人が耕作します。替わりに貸す田は、後程、議案第4号で説明がありますが、農業経営基盤強化促進法・賃貸借権設定の受付番号1番案件です。(P122、基-貸-1)

解約及び引渡年月日がともに令和2年4月24日です。

以上で報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。報告案件ではありますが、質疑がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。続きまして、日程第4 報告第2号 農地法第4条第1項第8号該当による転用届について、を議題といたします。事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書5ページをご覧ください。報告第2号 農地法第4条第1項第8号該当による転用届について説明をいたします。

受付番号1番、申請人は記載のとおりです。

土地の所在が須走字組田（クミダ）、地目、台帳・現況がともに田、地籍が453㎡の内100㎡です。転用目的が農作業場建築用地です。

農地区分は、良好な営農条件を備えている概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内と判断し第1種農地となります。

許可基準は、200㎡未満の自らの農地を農業に資する用途で転用する場合は、届出で良いこととなっております。

転用事由は、自宅裏の既存の作業場を解体し、新たに規模の大きい農作業場を建築するためです。

場所につきましては、6ページ、7ページの位置図・案内図をご覧ください。

笹神地区 須走集落内の申請者自宅裏にある農地であります。

8ページの更正図には申請地を塗りつぶしで表示しております。

9ページは土地利用計画図です。図のように既存の作業場より大きな作業場を建築する計画のため、農作業場の一部が申請地に係るため転用するものです。

10ページは平面図、11ページは立面図を掲載しております。

申請地は、4月15日に地区担当委員と事務局で確認し、転用届承認通知を交付したことを報告いたします。

以上で報告第2号、農地法第4条第1項第8号該当による転用届について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、7番 阿部 委員より現地確認報告をお願いいたします。

委員
（7番阿部）

7番 阿部です。この案件につきましては、4月15日に事務局2名と現地を確認いたしました。申請地は宅地に隣接しており、周囲の農地にも影響ないと思われ、何も問題な

いと見て参りました。以上です。

議長（小嶋） ありがとうございます。現地確認報告が終わりました。
報告案件ではありますが、質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委 員 （「な し」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。
続きまして、日程第5 報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について、を
議題といたします。
事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局（長谷川） 議案書の12ページをご覧ください。
報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明します。

受付番号5番、転用事業者は記載のとおりです。
土地の所在が東町字隠居免（インキョメン）、転用面積は13筆で20,173㎡、転用目的
は陸砂利採取事業です。

許可年月日及び許可番号が平成31年1月18日、阿農委第530032号、完了年月日が
令和2年3月31日です。

場所につきましては、13ページ・14ページの位置図・案内図をご覧ください。
水原地区 上江端集落の北側に位置しております。

15ページの更正図をご覧ください。申請地を太枠で囲って表示しております。

16ページには土地利用計画図を掲載しております。

17ページには全体土地利用計画図に申請地を斜線で表示しております。

当該地は、砂利採取完了後に周囲の砂利採取の搬出入路として使用するため、令和
2年3月30日付け、阿農委第501043号で5条許可を得た場所であり、許可書の交付と
ともに完了届が提出されたものです。

当該地は25日に現地確認をしてまいりましたが、埋め戻しを行い整地作業も終了し、
耕作者に返還され、作付されておりました。

以上で報告第3号 農地法第5条第1項の事業完了届について説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
この案件につきましては、現地調査を実施しておりますので、17番 小林 委員より
現地確認報告をお願いいたします。

委 員 （17番小林） 17番 小林です。今ほど事務局から説明のあったとおり、去る25日に上松、松田、見
尾田委員と私、外事務局2名の計6名で現地調査を行って参りました。

今ほど申し上げましたように完了届が提出された訳ですけれども、非常にきれいな状態
になってすでに作付けも終わり、稲の方も根付いたように見受けられました。何ら問題な
いものと見て参りましたが、尚一層皆様のご審議をお願いいたします。

議長（小嶋） ありがとうございます。現地確認報告が終わりました。報告案件ではありますが、
質疑がございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。

委 員 （「な し」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。

ここで、説明員を交代します

— 説明員 交代 山崎主幹 —

続きまして、日程第6 報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。山崎主幹、お願いします。

事務局
（山崎）

報告第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について、説明いたします。

令和2年4月28日開催の定例総会で承認された農地中間管理権設定の農地等、全51件、351筆、328,622.39㎡について、報告します。

議案書は16ページからとなります。

土地の所在地、地目、地積、賃貸借料につきましては、農地中間管理権設定で固定しておりますので、案件ごとの読み上げを省略します。

令和2年6月30日、新潟県が公告をすることから、期間は、6番から55番まで令和2年7月1日開始、終了については、6番は令和11年1月10日。7番から55番については令和12年2月10日で、賃貸借料は固定です。

配分の移転については、18ページ、5番案件、移転の理由は、耕作者変更です。

移転後の開始期間は、令和2年7月1日から、終期、賃貸借料は各案件、固定となっております。

なお、配分計画の譲受人は、農地中間管理事業 農用地等借受申出 登録者です。

以上、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用配分計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

報告案件ではありますが、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。ご承知おきをお願いします。

ここで、説明員を交代いたします。

— 説明員 交代 長谷川主任 —

続きまして、日程第7 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。長谷川主任、お願いします。

事務局
（長谷川）

議案書の58ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

所有権移転、1件です。

受付番号5番、里字栗ノ木田（クリノキダ）、地目 台帳・現況がともに畑、地積790㎡です。譲受・譲渡理由は「経営規模の拡大」と「労力不足」です。

契約の内容は、総額で24,000円の売買です。

(譲渡人は現在新潟市に居住していますが、前の自宅が里集落にあり、その家屋敷や土地等と共に申請地を売りたいと譲受人に話があり、売買するものです。金額は、その全てを含めた売買総額から案分した金額であります。)

以上ですが、本議案について、審査基準の全ての項目について、申請書に記載された内容が、当該審査基準に該当するか否かについて説明を申し上げます。

最初に、申請地に小作人がいるかどうかについては、農地基本台帳及び申請者より該当しないことを確認いたしました。

また、譲受人が権利取得後に、今回取得する全ての農地について耕作されるかという点については、譲受人からの聴取及び農機具等の所有状況から耕作が行われるものと判断いたしました。

次に権利取得後の農業従事及び効率的な利用については、通作距離及び農機具等の所有状況等から、問題はないと判断いたしました。

下限面積については、全ての案件について要件を満たしております。

また地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも「許可相当」との報告をいただいております。

以上で議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

これから審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、原案のとおり承認し許可することに決定いたしました。

続きまして、日程第8 議案第2号 事業計画変更の承認申請について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

事務局
(長谷川)

59ページをご覧ください。

議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明をいたします。

受付番号2番、当初計画者は記載のとおりで変更は有りません。

土地の所在籠田字家添（イエゾエ）、地目、台帳・現況がともに畑、地籍が1,287㎡です。

当初計画内容は、駐車場用地です。

事業計画変更の理由ですが、申請者はさく井工事用機械等の製造業を営んでおり、昨年、令和元年6月3日付け、阿農委第501011号で一時転用許可を受けて当該地の一部を駐車

場として使用していますが、年々資材置場と社員駐車が不足してきており、今回、申請地を資材置場兼駐車場として事業変更することとなり事業計画変更申請するものです。

変更前は、転用目的は駐車場用地、面積は1,287㎡のうち100㎡、期間は一時転用で令和元年6月1日から3年間でしたが、変更後は、転用目的が資材置場兼駐車場用地、面積は1筆全て1,287㎡、期間は永久転用（工事期間：令和2年6月5日～7月30日）に変更するものです。

場所につきましては、60ページ・61ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区 籠田集落内、籠田集会所の南側に位置しております。

農地区分につきましては、籠田集落内の住宅が連たんしている区域内であり、第3種農地と判断しました。許可基準は、許可可能であります。

62ページの更正図をご覧ください。申請地を太枠で囲って表示しております。

63ページには変更前の土地利用計画図を掲載しました。

64ページには変更後の土地利用計画図を掲載しています。

図のとおり、土地の西側はボーリングマシン部品を置く資材置場とし、東側を社員の駐車場として利用するものです。

雨水は勾配を付けて道路側溝に排水します。

以上で議案第2号 事業計画変更の承認申請について説明を終わります。

議長（小嶋）

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

この案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

2番案件について、17番 小林 委員より現地確認報告をお願いします。

委員
（17番小林）

17番 小林です。先ほど申し上げましたように25日に現地調査をしてみました。この案件に関しては、後ほど96ページの方で事業変更後の内容について説明があると思いますが、事業計画変更し規模拡大するという点で見て参ったわけですが、隣接地とのトラブルがないよう申し上げて参りました。

許可には何ら支障のないものと見て参りましたが、皆様方の慎重なるご審議をお願いいたします。

議長（小嶋）

ありがとうございました。

ありがとうございました。現地確認報告が終わりました。

これから審議に入ります。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、ご質疑がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

委員

（「なし」の声）

議長（小嶋）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声）

議長（小嶋）

異議なしと認めます。従いまして、議案第2号 事業計画変更の承認申請について、原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、日程第9 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局
(長谷川)

事務局の説明をお願いします。長谷川主任、お願いします。

65ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。

受付番号4番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が中島町、地目、台帳が田、現況が畑、地積が988㎡、これを含めまして合計4筆で1,563.28㎡です。

転用目的は共同住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和2年6月1日から令和2年12月30日まで、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域「第一種住居地域」に定められており第3種農地となります。許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は申請地付近が住宅街で入居者の需要が見込めるため、当該地を買い受けて共同住宅2棟(14戸)を建築するものです。

場所については、66ページ・67ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区中島町地内、阿賀野市役所から東へ400m程の住宅地の中に位置しております。

68ページは、更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

69ページに土地利用計画図、排水計画図を掲載しました。生活雑排水は公共下水道へ接続します。雨水は排水路に放流します。地先水路に転落事故等のないよう敷地内に危険防止柵等を設置し、排水路溝畔に防草コンクリートを打設する計画です。

70～73ページは平面図・立面図となっています。

74ページをご覧ください。

受付番号5番、6番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が姥ヶ橋字町道上(マチミチウエ)、地目、台帳、現況ともに田、地積1,576㎡、これを含めまして合計2筆で1,641㎡です。

転用目的は建売住宅8棟及び道路敷地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間が令和2年6月1日から令和4年12月31日まで、農地区分につきましては、当該地から概ね300m以内に阿賀野市役所京ヶ瀬支所があり、第3種農地と判断しました。許可基準は、許可可能であります。

転用事由は、申請者は不動産業を営んでおり、申請地付近は新潟市中心部から車で約20分、東港工業団地から約30分と、通勤するには道路環境が良いためベッドタウン化が進んでおり、付近には小中学校・市役所等のインフラも近く住みよい地域で住宅地の需要が見込めることから建売販売8棟を販売するものです。

場所につきましては、75ページ・76ページの位置図・案内図をご覧ください。

阿賀野市役所京ヶ瀬支所から南東へ300m程の姥ヶ橋集落に隣接した土地であります。

77ページの更正図に申請地を塗りつぶしで表示しております。

78ページに土地利用計画図・排水計画図を掲載しております。図面のように道路・側溝を作り、雨水は道路側溝を流れて排水する計画です。下水道管を敷設し、生活雑排水は公共下水道に接続できるようにします。地先水路にはコンクリート蓋を設置し、危険防止のため敷地内にメッシュフェンスを設置する計画です。

79ページは画地計画図です。

80から95ページまでは、それぞれの画地における建物配置図と建物平面図となっています。

なお、建売分譲の場合過去3年以内に県内において建売分譲の転用許可の計画の過半が完了していないと次の許可申請はできないとの規定がされていますが、その実績につきましては、阿賀野市と新潟市で6件の転用許可を受けており、棟数で86棟の建売分譲が該

当となりますが、販売実績は3件が完売しており、86棟中64棟が販売済み(74%)になっておりますので、この規定につきましてはクリアされていることを申し添えます。

96ページをご覧ください。

受付番号7番、賃貸借権設定による永久転用です。

借人・貸人は記載のとおりです。

土地の所在が籠田字家添(イエゾエ)、地目 台帳・現況がともに畑、地積が1,287㎡です。

転用目的は資材置場兼駐車場用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和2年6月5日から令和2年7月30日まで、農地区分につきましては、籠田集落内の住宅が連たんしている区域内であり第3種農地と判断しました。許可基準は、許可可能であります。

転用事由ですが、申請者は、さく井工事用機械等の製造業を営んでおり、年々資材置場と社員の駐車場が不足してきており、昨年当該地の一部を、一時転用の許可を受けて駐車場として使用していますが、なお不足のため工場の隣接地である当該地を資材置場兼社員駐車場として永久転用に事業変更申請するものです。

場所につきましては、97ページ・98ページの位置図・案内図をご覧ください。

安田地区 籠田集落内、籠田集会所の南側に位置しております。

99ページの更正図をご覧ください。申請地を太枠で囲んで表示しております。

100ページには計画変更後の土地利用計画図を掲載しました。図のとおり土地の西側はボーリングマシン部品を置く資材置場とし、東側を社員の駐車場として利用するものです。雨水は勾配を付けて道路側溝に排水します。

101ページをご覧ください。

受付番号8番、使用貸借権設定による永久転用です。

借人・貸人は記載のとおりです。

土地の所在が下条町、地目、台帳・現況ともに畑、地積が277㎡、これを含めまして合計2筆で577㎡です。

転用目的は個人住宅建築用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和2年6月1日から令和2年10月31日まで、農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域「第一種中高層住居専用地域」に定められており第3種農地となります。許可基準は許可可能であります。

転用事由は、申請者は現在アパートに居住していますが、このたび、実家隣の当該地を父より借り受けて住居を新築するものです。

場所につきましては102ページ・103ページの位置図・案内図をご覧ください。

水原地区 下条町地内、水原駅から東へ400m程の住宅地の中に位置しております。

104ページの更正図には申請地を塗りつぶしで表示しております。

105ページには土地利用計画図、排水計画図を掲載しております。生活雑排水については公共下水道に接続します。雨水は既存排水側溝に流す計画です。

106ページは建物平面図、107ページは立面図となっております。

108ページをご覧ください。

受付番号9番、所有権移転による永久転用です。

譲受・譲渡人は記載のとおりです。

土地の所在が次郎丸字片田(カタダ)、地目 台帳が田・現況が畑、地積376㎡です。

転用目的は駐車場用地で、資金計画は記載のとおりです。

工事期間は、令和2年6月5日から令和2年12月30日まで、農地区分につきましては、良好な営農条件を備えている概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内と判断し第1種農地となります。許可基準は、「住宅で集落に接続して設置されるものは許可可能」であり、許可できるものです。

転用事由は、現在、申請者世帯は譲渡人世帯と同居していますが、子供もおり手狭なため、当該地を申請者夫婦2人が妻の父より譲り受けて新居を建築するものです。

場所につきましては、109ページ・110ページの位置図・案内図をご覧ください。笹神地区 次郎丸集落に隣接した農地であります。

111ページの更正図には申請地を塗りつぶしで表示しております。

112ページは土地利用計画図・排水計画図を掲載しております。生活雑排水については、合併浄化槽を設置し排水路へ放流します。(県道水原・出湯線に下水道本管が布設されていますが、申請地は下水道の供用開始区域から外れており、下水道管に接続するには自力で新潟県等への工事手続きが必要で、工事費用も高額になることから、土地改良区管理排水路へ合併浄化槽排水を放流する許可を得て浄化槽を設置するものです。)

113ページは建物平面図、114ページは立面図となっております。

115ページをご覧ください。

受付番号10番、賃貸借権設定による一時転用です。

借人・貸人は記載のとおりです。

土地の所在が荒屋字塚ノ畑(ツカノハタ)、地目、台帳・現況がともに畑、地積が823㎡の内300㎡です。

転用目的は工事現場事務所で、資金計画は記載のとおりです。

利用期間が令和2年6月1日から令和2年12月31日まで、農地区分は農用地区域内で原則許可できない場所ではありますが、一時的な転用であり例外的に許可できるものとなっております。

転用事由は、安野川附帯工第1次工事に係る工事事務所として、工事現場への距離が近く必要な面積が確保でき、電気などの設備を取り付けやすい等、申請地が現場事務所設置場所に最適であることから、現場事務所及び駐車スペースとして一時使用するものです。

場所につきましては、116・117ページの位置図・案内図をご覧ください。

亀田製菓(株)水原工場の南側、荒屋集落に隣接する畑であります。

118ページの更正図では、申請地を太枠で囲んで表示しております。

119ページには土地利用計画図を添付しております。申請地は、823㎡のうち、市道弥生線1号線に面した方の300㎡を利用し、図面のように現場事務所、仮設トイレを設置します。車10台が駐車可能な駐車場を、敷鉄板を敷いて作る計画です。

120ページは平面図を掲載しております。

以上で議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

議長(小嶋)

ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。この案件につきましても、現地調査を実施しておりますので、現地確認報告をお願いいたします。

最初に4番案件・9番案件・10番案件について、3番 上松 委員より現地確認報告をお願いします。

委員
(3番上松)

3番 上松です。先週25日に現地確認に行きまして参りました。受付番号4番の報告をいたします。68ページを見ていただくと、右側から接している道路から入っていく形になって結構奥まであるんですが、現在畑としては奥の部分しか使われておらず、整備が終わってからは、隣接する650-2との境界にU字溝が入るということで問題ないと見て参りました。

続きまして108ページ、受付番号9番の説明をいたします。

申請地は作付けされていませんが除草されており、雑排水も合併浄化槽にて配水する許可もっており問題ないと見て参りました。

続きまして受付番号10番の説明をいたします。現地は119ページの土地利用計画図を見ていただくと鉄板を敷くところに現在防草シートが敷いてあり、「夏野菜」と書いて

ある所にだけ作付けがされています。事業終了後防草シートを再び張って返却するとのことで問題ないと見て参りました。以上報告を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。
次に5番案件・6番案件・8番案件について、13番 松田 委員より現地確認報告をお願いします。

委員（13番松田） 13番 松田です。5番案件、6番案件について説明します。同じく25日に現地を見て参りましたが76ページの案内図のとおり緑岡団地の国道を挟んだところに位置しております。周辺も住宅地として開発されてきている地域です。
申請地は排水計画、安全施設も備えるとのことで特別問題ないと見て参りました。
次いで101ページからの8番案件ですが、この案件は小林（章男）委員の自宅に隣接した農地にせがれさんの住宅を建てたものです。この区域は住宅地でございますし、今までは申請地にハウスを建て育苗や野菜を作っていました。ここに住宅を建てるとということについては、排水計画、その他についても完備されておりますので問題ないと見て参りました。

議長（小嶋） ありがとうございます。
次に7番案件について、17番 小林 委員より現地確認報告をお願いします。

委員（17番小林） 17番小林です。先ほどの事業計画変更で説明したわけでございますけれども、何も問題ない場所と見て参りました。
なお一層皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長（小嶋） ありがとうございます。現地確認報告が終わりました。
これから審議に入りますが、8番案件の永久転用使用貸借権設定の譲渡人は17番 小林 委員が関係者となっております。
農業委員会等に関する法律第31条で規定されている「議事参与の制限」に該当いたしますので、関係者からは、退席をお願いし、該当する案件から先に審議したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

委員（「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議がないようですので、そのようにいたします。
それでは8番案件の永久転用使用貸借権設定につきまして審議いたしますので、17番 小林 委員の退室をお願いいたします。

— 小 林 章 男 委 員 退 室 —

議長（小嶋） 小林委員が退室されましたので、8番案件の永久転用使用貸借権設定について審議いたします。
ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員（「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。8番案件の永久転用使用貸借権設定について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認めます。従いまして、8番案件の永久転用使用貸借権設定について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
17番 小林委員の入室をお願いします。

— 小林章男委員 入室 —

小林委員が着席されましたので、続けます。
それでは、今程、決定されました議事参与の案件以外の案件について、審議いたします。ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員

(「なし」の声)

議長 (小嶋)

質疑なしと認めます。
お諮りします。先程、決定されました議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、許可することにご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

議長 (小嶋)

異議なしと認めます。従いまして、先程決定されました議事参与の案件以外の案件について、原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
これで、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、全て原案のとおり承認し、許可することに決定いたしました。
ここで、説明員を交代します。

— 説明員 交代 山崎主幹 —

続きまして、日程第10 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いします。 山崎主幹、お願いします。

事務局
(山崎)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明申し上げます。

それでは、表紙をご覧ください。全体の受付状況を申し上げます。

今月の受付状況は

| | | | | |
|------------|-----|-----|------------|--------|
| ・所有権移転 | 1件 | 2筆 | 6,032㎡ | |
| ・賃貸借権設定 | 12件 | 22筆 | 29,611.62㎡ | |
| ・農地中間管理権設定 | 4件 | 41筆 | 40,095㎡ | となります。 |

最初に所有権移転の案件です。

議案書は121ページからとなっております。

譲渡人、譲受人の読み上げを省略させていただきます。

受付番号、土地の所在地、台帳・現況地目、地積、内容順に申し上げます。

なお、譲受人のみなさんは、「認定農業者」又は、「あっせん譲受等 候補者名簿登載者」です。

受付番号1番、土地の所在が福永字竜下、台帳・現況とも田、3,019㎡、これを含め合計2筆、6,032㎡を10a当り50万円で売買するものです。

続きまして、賃貸借権の設定について説明申し上げます。

なお、更新案件につきましては、説明を省略させていただきます。

122ページをご覧ください。

受付番号1番、土地の所在が大室字家ノ下、台帳・現況とも田、3,057㎡、1筆を令和2年6月11日から令和5年2月10日まで、10a当たり25,000円で賃貸借するものです。

受付番号3番、土地の所在が須走字卯ノ明、台帳・現況とも田、173㎡、1筆を令和2年6月11日から令和12年3月10日まで、10a当たり24,300円で賃貸借するものです。

受付番号5番、土地の所在が沢田字家前、台帳・現況とも田、2,166㎡、これを含め合計5筆、9,555.62㎡を令和2年6月11日から令和2年12月10日まで、10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

123ページをご覧ください。

受付番号6番、土地の所在が沢田字家前、台帳・現況とも田、1,710㎡、1筆を令和2年6月11日から令和12年12月10日まで、10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

受付番号7番、土地の所在が沢田字家前、台帳・現況とも田、2,301㎡、1筆を令和2年6月11日から令和2年12月10日まで、10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

受付番号8番、土地の所在が久保字大舟待、台帳・現況とも田、1,036㎡、1筆を令和2年6月11日から令和2年12月10日まで、10a当たり20,000円で賃貸借するものです。

最後に中間管理権設定になります。

125ページからご覧ください。

初めに、今月全案件の期間については、令和2年6月11日から令和12年12月10日までの設定となっておりますので、期間の読み上げを省略します。

受付番号1番、土地の所在が小浮字諏訪野、台帳・現況とも田、382㎡、これを含め合計7筆、8,237㎡を10a当たり24,000円、0円で設定するものです。

受付番号2番、土地の所在が川前、台帳・現況とも畑、106㎡、これを含め合計28筆、24,215㎡を10a当たり20,000円、0円で設定するものです。

受付番号3番、土地の所在が前山字居浦、台帳・畑、現況・田、350㎡、これを含め合計3筆2,697㎡を10a当たり25,000円、15,428円で設定するものです。

129ページをご覧ください。

受付番号4番、土地の所在が庄ヶ宮字セキ下、台帳・現況とも田、1,942㎡、これを含め合計3筆、4,946㎡を10a当たり25,000円で設定するものです。

以上であります、農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

- ・農用地利用集積計画の内容が、基本構想に適合するものであること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である、
- ・農用地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- ・農作業に、常時 従事すると 認められること。
- ・利用権の設定等を受けた後において、農作業に常時従事すると認められない場合の備えるべき要件である、
 - ①地域の農業者との適切な役割分担の下、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ②利用権を設定する土地について、関係権利者全ての同意が得られていること。の各要件を満たしていると考えます。

また、地域との調和要件については、地区担当委員からの現地調査結果でも、「許可相当」と報告をいただいております。

以上で、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について説明を終わります。

議長（小嶋） ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。
これから審議に入ります。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご質疑がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） 質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 （「異議なし」の声）

議長（小嶋） 異議なしと認めます。これで、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、全て原案のとおり決定いたしました。
続きまして、日程第11 その他について、事務局よりお願いします。

事務局 （特になし）

議長（小嶋） はい、特にないようですが、その他に皆さんの方から何かございませんか。
よろしいでしょうか。

委員 （「なし」の声）

議長（小嶋） はい、特にないようでございます。
それでは、以上で、本日の総会の案件の審議はすべて終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

閉会 午後2時26分

会議の経過を記載して相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年 5月29日

議事録署名委員 1番 ⑩

議事録署名委員 2番 ⑩

議事録署名委員 3番 ⑩

議長
農業委員会会長 ⑩